

日本における男女共学論の歴史と背景

—小泉郁子の思想—

The history and background of coeducation in Japan

—The reflection of Ikuko Koizumi—

小稲絵梨奈*

KOINE, Erina*

要旨

近年の学校教育は、男女が同じ学校に通い、同じクラスで、同じカリキュラムの授業を受けることが当たり前とされている。しかし、日本の学校における男女共学の歴史を見てみると、男女が同じ学校で、同じカリキュラムのもとで授業を受けるという男女共学の思想が古くからあったわけではない。日本における男女共学実施の歴史の中には、数多くの人物の思想が影響している。本研究ノートでは、男女共学の歴史を明らかにするとともに、男女共学論の第一人者の一人である、小泉郁子の経歴と思想について取り上げるとともに、現在の男女共学・別学についても考察したい。

1. はじめに

近年、「男女平等」という言葉がよく使われる。その中で、私たちの大半は男女共学校で学ぶというのが「あたりまえ」である。「男女平等」を目指した教育は、人権教育の一環として、教育制度や教育内容における性差別を問い、男女平等を目指す教育づくりとして考えられている¹。

歴史を振り返ると、もともと戦前は男女別学の形態がとられており、男子と女子は学ぶ内容も異なり、女性の地位はとても低く扱われていた。しかし、戦後教育改革の際に、男女共学や教育機会の均等が課題になり、1970年代には、家庭科の男女共修が課題となった。

そして、1990年代には、学校教育の日常を問う動きが、男女平等教育として展開されはじめた²。また、1999年の「男女共同参画社会」の実現が政府の基本方針とされ、政府と自治体では計画を策定し、それに基づいた政策を行っている。その一環として、学校教育に関しては、男女別学の公立高校を共学化する動きが見られた。また、私立学校でもそのような男女共学化の動きがみられる。

しかし、共学化の導入が直ちに男女平等をもたらすとは言えない。私立学校の場合、少子化を迎えて学校運営上の判断から共学化に踏み切るという側面があることは見逃せない³。

そこで、どのような思想をもとにして男女共学への改革が行なわれたのか、はじめに男女共学が提唱された際の男女共学の思想を知ることは、日本における男女共学の背景を知るうえで大変有意義である。

また、教育者となるうえで、ただ「男女共同参画社会」の実現という趣旨に沿った、男女共学や或いは別学を行うのではなく、「男女共学」に関する先人の思想に改めて注目し、その共学論の本質を理解したうえで「男女平等」の「男女共学」を進めることには大きな意味がある。

日本で、男女共学を進めようとした先人は数知れないが、その中でも本稿では女性という視点に目を向ける。そこで、日本で早くから男女共学論を主張した小泉郁子（1892-1964）と、男女共学に至る彼女の思想を検討する。

2. 日本における男女共学の歴史

(1) 男女共学

まず、男女共学という言葉について考えたい。男女が共に学ぶということには、いくつかの方法が考えられる。例えば、男女が同じ学校で学ぶこと。これは、男子と女子が同じ学校で学ぶだけで、学習内容やそのためのカリキュラムは異なる。つまり、学校内で男子部と女子部を併設するかたちである。

しかし、ここでの男女共学とは「男女が同一の学校、学級で基本的に同一の教育課程にしたがって学習し、教育される形態、制度およびそれをささえる教育思想」⁴とする。例外として、生理的な理由から保健体育などを男女別学にしたりすることは男女共学の範囲内であろう。

(2) 教育法令等

日本における男女共学の歴史について、まずは日本の政

* 武庫川女子大学大学院文学研究科教育学専攻院生 (Postgraduate student, Mukogawa Women's University Graduate school of education)

府による法令を見ていきたい。

1872（明治5）年の「學制序文」では、「男女の別なく小學に從事」するとされている。しかし、1879（明治12）年の教育令第42条では、「凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ゲナシ」と規定された。その後、1891（明治24）年、「學級編成等ニ関スル規則」第2条では、「同學年ノ女兒ノ數1學級ヲ組織スルニ足ルトキハ該學年ノ男女學級ヲ別ツヘシ但第1學年及第2學年ニ於テハ此限りニ有ラス」とされた⁵。また、1941（昭和16）年3月、文部省（当時）より出された「國民學校令施行規則」第51条には、「同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツベシ高等科ニ於テ各學年ヲ通ジ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキ亦同ジ前項ノ規定ハ初等科第一學年及第二學年ノ兒童ノ學級編制ニ付テハ之ヲ適用セズ」と規定されている。つまり、小學校の1・2年生以外、3年生以降は男女別学とするという旨である。

男女共学が認められたのは、1947（昭和22）年に制定された教育基本法以降である。この、旧教育基本法第5条には、「男女は、互いに尊重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。」と規定されていた。

日本の歴史を振り返ると、江戸時代、寺子屋で行われていた教育は庶民の子弟を対象としており、女兒も寺子屋で教育を受けていた。しかし、その中でも、「男子と同一の教育内容を、同一の師に共に学ぶという文字通りの男女共学の例はきわめて珍しい」⁶ことであった。

1947（昭和22）年に旧教育基本法が制定されるまでの日本は、法律上、男女別学の教育が原則となっていたことがわかる。

(3) 日本における男女共学導入の歴史

1) 熊本洋学校

明治時代以降、日本において男女共学が行われていなかったのかというと、そうではない。明治時代の日本で、初めて男女共学を制度として実施した学校に、熊本洋学校（1871-1876）が挙げられる。熊本洋学校はアメリカ士官であるリロイ・ライシング・ジェーンズ（Leroy Lansing Janes, 1837-1909）により創設された。

創設当時は、学生が男子のみであったが、ジェーンズは、男女共学に熱心であり、この学校の4年目が始まる時、彼は横井小楠の娘、宮と徳富一敬の娘、初子の入学を許可した。ジェーンズは、「言っておくが、肥後で死ぬとしたら、学生の半分が女になってからにしたいものだ。それならわたしの死も何かにはなるし、この国で女子教育への馬鹿げた偏見にたいして、注意を喚起したことにはなる」⁷と述べていることから、その熱心さはよくわかる。

アメリカでは、男女共学が一般的であったことを考えれ

ばジェーンズのこの思想はよくわかる。

2) 文化学院

日本人による、旧制中学校に相当する学校における男女共学は1921（大正10）年、西村伊作によってお茶の水駿河台に開校された、文化学園が初めだといわれている。文化学園の創設には、与謝野寛（鉄幹）、晶子夫妻、画家の石井柏亭が携わっている。

与謝野晶子（1878-1942）は、歌人として有名であるが、大正期には広く女性問題、社会問題等の評論にも活躍した。その中で、晶子は、「性別にとらわれない個性尊重の観点から、社会的労働と共に、家庭の運営においても男女の協働を主張したが、教育制度の点でも、小学校から大学にいたるまで男女共学をもって原則とすること」⁸を主張した。晶子の背景をみても、男女合わせて11人の子どもの母親であり、男女共学の利点を十分に感じ取っていたことがわかる。

そして、晶子は1918年に「女子と高等教育」という論文の中で次のように述べた。「以前から私の主張して居る女子の高等教育は、すべての女子に大學教育を授けようと云ふやうな淺薄な意見でもありません。私の意見を云へば、家庭、學校、社會の何れに於ても、男女を平等に教育することを教育の根本精神とし、性別に由つて偏頗な教育を施さず、學校教育に就て云へば、小學より大學に至るまで男女共学を以て原則とし、高等女學校と云ひ女子大學と云ふが如き特別の學制を廢して、男女共學の中學、高等學校、大學を設け、その天分の許す者には、男も女も平等に大學教育を施すやうにして欲しい」⁹つまり、男子の教育と同じく人格の完成を目的とするような女子の高等教育を男女共学によって実施したいというものである。

また、彼女は中等教育の男女共学について、1923年の「中等教育の男女共学」という論稿の中で、「相互の依存と刺激と諧和との中に、男は愈々男の長所を發揮し、女は愈々女の長所を發揮して人間生活を完成する教育」¹⁰であると捉えている。そうした考えのもと、西村伊作の求めに応じて文化学院の設立に参加した。そして、ここで自身の考えに基づく教育実施を試みた。

以上のことから、戦前にも男女共学を実施しようという動きがみられたことがわかる。しかし、このような例は少なく、1947（昭和22）年に教育基本法が制定されるまで男女共学はあまり普及しなかった¹¹。

3. 日本における男女共学論-小泉郁子の男女共学論-

(1) 小泉郁子という女性

男女共学論者として、よく知られている人物に小泉郁子があげられる。まずは、なぜ彼女が男女共学論を主張するようになったのか、小泉郁子の生涯について評伝された、樽松かほるの『小泉郁子の研究』¹²を参照とし、その経緯を見ていく。

小泉郁子は1892(明治25)年9月13日、島根県にて誕生した。父、小泉有本は非常に秀才で学問好きであり、郁子の家庭は「その地域に並ぶものはない程教養のあるインテリ家庭」¹³であったと郁子自身が記している。その後、郁子は4歳のとき里子に出され、4年後、8歳のとき再び生家へ戻る経験をした。これは、郁子の母キンが、郁子が学齢期に達しても就学させてもらえない状況を知ったためであった。この養家での労働などの経験は郁子にとって忌まわしき体験となったが、反面、「生涯の基礎的修練の場となり、徹底して仕事をするという自分の性格の基礎を作ったのは事実である」¹⁴と郁子自身が断言している。

そして、教師であった亡き姉チヨの後を継ぐべく、東京女子師範学校の文科第2部へ入学した。なかでも、在学中、郁子は英語の勉強に力を注いだ。そして、この勉強が後のアメリカ留学を企てることにもなった。

東京女子師範学校2年の1学期(1912年)郁子自らが「生涯の革命」と称する出来事に会う。それは、東京女子師範学校の中に、「文科会」という文科の学生たちのサークル活動が生まれ、講演会が行われたことである。その初めての講演会は、「平塚らいてうや奥むめを等による青鞥社のP・Rみたいなものであった」¹⁵と郁子は記している。そして、郁子は「私は積極的にこの青鞥運動の支持者となった。しかも、『人形の家』の主人公が自分に乗り移ったかの如き感をもって心からそれを共鳴した」¹⁶と、その時の思いを述べている。

その後、郁子は教師として長崎県立長崎高等女学校に赴任し、1918年には、兵庫県明石女子師範学校に地歴科の教諭として赴任した。

(2) 男女共学論主張の背景

郁子が、明石ですごした1918年から22年という間は、いうまでもなく大正デモクラシー最盛期で、個人主義、婦人問題等々自由主義的な言論活動の時期であった。郁子の明石時代の言論においてもっとも注目すべきは、すでに男女共学の思想に着目していた事実である。

1920年、兵庫県明石女子師範学校の同窓会誌『心の玉』に寄稿した論稿「エレン・ケイの思想より」の中で、郁子は男女共学について触れている。同論稿において郁子は、エレン・ケイの自由恋愛、自由結婚、自由離婚という考えに自分は全面的に賛成ではない。だが、ケイの「愛(理解)を基調とした結婚ということには十分共鳴するものである」¹⁷と述べしかしながら、今直ちに自由結婚を奨励すれば、問題が起こることについて、「この点に関しては私は将来多くの青年子女等が真実に理解ある幸福なる結婚をする事が出来るようになる為に小さい時から両性をもっとよく接近せしめ理解せしむる機会を与えなければならぬとおもふ。それには私は小学校時代から中等高等教育に至るまで男女共学と云う事が最もよい方法だと思ふ」¹⁸と述べている。また、

男子と女子の無理解から、不幸な結婚や悲劇が生まれることについて、「私は之を救うべく男女共学を主張するものである」¹⁹とも述べている。つまり、郁子は幸福なる結婚のために、男女共学が必要であると主張したのである。

さらに、郁子がエレン・ケイの思想に啓発されて男女共学に着目したことに注目したい。東京女子師範学校時代影響を受けた、平塚らいてうらはエレン・ケイの思想から強い影響を受けている。エレン・ケイといえば、『児童の世紀』がよく知られている。その中でも、彼女は「学校は男児の学校であってもならないし、女兒の学校であってもならないし、初等学校であってもならないし、また国民の学校であってもならないし、ただ真の意味での普通教育の学校または公共小学校一たたとえばアメリカにおけるような一でなければならないと、主張してきた。そこでは、男女の差別もなく、階級の差別もなく、すべてのこどもが同じく相互間の信任・尊敬・理解を学ぶ。そしてそれによって、家庭および国家における彼らの有効な共同従業が可能となってくる。」²⁰と階層差と性差を撤廃した共学の学校制度を主張している。

平塚らいてうや小泉郁子が、エレン・ケイの著書『恋愛と結婚』やエレン・ケイの思想から影響を受けたことは非常によくわかる。郁子は、これ以後婦人運動へ参画するようになる。

1922年、郁子は教職を辞して東京帝国大学の「聴講生制度」で学ぶため、上京し、東京女子師範学校の研究科に籍を置く。しかし、実際に東京帝国大学の聴講制度を受けると、それは居候のような状態であり、免許はもとより証明書一枚もらえないという現実であった。

男子学生と同等に学べると考えていた郁子にとって、聴講制度は「おなさけ」でしかなく、満たされぬ勉学の不満から、郁子は「男女共学」というテーマを掌中にしていった。

1922年、郁子はアメリカのオーバリン大学へ留学する。当時のアメリカは、1919年に婦人の参政権が獲得されていたし、アメリカでは教育に性的差別はなく男女共学が当然であった。この留学により郁子の男女共学思想はさらに構築されていったと考えられる²¹。

(3) 男女共学論の特徴

郁子の共学論は、いくつかの雑誌に掲載された。中でも、郁子の共学に関する主張の全貌は1931年に新教育協会から出版された、著書『男女共学論』にほぼ収められている。ここでは、『男女共学論』で述べられた郁子の思想の特徴をまとめた。

まず、緒論で郁子は、「日本でも所謂尖端的教育者の中には己にこの問題(男女共学論)に就いて或る程度の研究を遂げられた向もあるやに聞いて居るが私は、不幸にして未ださうした方向のまとまった意見も聞かなければ、その種の文献に触れる機会も持たない」²²と述べている。このことから、郁子の共学論はこの時代の先駆的なものであったとい

える。実際、この『男女共學論』は、日本における男女共学に関する先行研究のなかで、「最も組織だっているもの」²³である。

また、郁子は教育上の機会均等については、「単なる無差別器械的均平等と同一義ではない。個性に基く差別待遇こそが眞の意味の機会均等である。」²⁴とした。その上で、男女共学論は以下の四重の男女観及教育政策の上に立っていると主張した。「(一) 絶対的人格の男女平等観、(二) 身体的心意的相違に基く男女差別感、(三) 身体的心意的類似に基く男女平等観、(四) 個性の相違に基く個人的差別感」²⁵である。つまり、男女共学とは男女の同一待遇を教育の上に強要するのではなく、「平等の中に差別を認め差別の中に平等を認めて、これに適応する教育的方策を講ずるものである。」²⁶と述べている。

そして、このような理想の上に立ち、郁子は共学制の定義を、「男女共學とは、被教育者たる男女を同一學舎に収容し、その個性及學科の特質に鑑みて男女の分合を按配し、以て被教育者の必要及社会の要求に最も適切なる教養を施す」²⁷の制であると述べている。

緒論以降、以下の構成となっている。

緒論
共學沿革史
第一 アメリカ合衆國に於ける共學概説
第二 英獨兩國に於ける共學論争
第三 我が國に於ける共學の實際と輿論
共學基礎論
第一 男女性の相違に関する諸問題
第二 成熟の過程に於ける男女の相違
第三 變異性に關する男女の相違
第四 社會活動に於ける男女の相違
第五 男女隔離のタブー
第六 社會的協調の理想
共學可否論
第一 共學反對論に對する反駁
第二 共學賛成論の推獎
共學の目的及方法論
第一 共學の目的
第二 共學の方法

「共學沿革史」では、主として、アメリカ、ヨーロッパの中等、高等教育における共学賛成論、反対論を紹介しながら、共学の由来を述べている。その由来を郁子は、「第1、共学問題は女子の高等教育に付随しておきたものであり、第2、社会が経済的理由によりこの女子の教育機会均等要求に応じて、女子独自の教育的施設をなすことができない結果であり、第3に、共学制そのものの消極的及び積極的

効果を認識するの結果である」²⁸ということ述べている。

「共學基礎論」では、男女の差異を、医学的、心理学的、社会学的な立場から述べている。

そして、「共學可否論」では、反対論に対し理論的に共学が推進されるべき価値を述べている。これらの論証を土台に、「共學の目的及方法論」が展開されており、この項目に、郁子の共学論が集約されている。

「共學の目的及方法論」において、共学の理想を郁子は以下の3つの主要目的が含まれていると述べている。1つ目は、「共学は被教育者をして各自の個性を最高度に發展せしむるを以て目的となす」²⁹である。特にここでは、従来の教育が人間(被教育者)を男女という2つのカテゴリーの中に分入し、その上に、男子は男子、女子は女子として全く異なった教育による異なった効果を生み出そうとしてきたことに個性無視、個性虐待からくる種々の矛盾や悲劇が頻出しつつあった事を痛感したことにより、これを主要目的として掲げている。また、教育の個性化において着手すべきは、被教育者の個性の研究及個性の指導であると述べている。2つ目は、「共学は被教育者をして社会人としての能力を最高度に發展せしむるを以て目的となす」³⁰である。ここでは、社会人としての能力を最高度にまで發展させることは現代人の理想である。これは、現代教育がその目的に一項を加えたる重要主題であると述べている。その効果は、共学によって得られる。特に、社会性の發展という意味で、最も重要な科目は「公民科」である。公民としての男女の立場は相關連している。ゆえに、男子だけでなく、女子も男子と同質同等の公民科を学ぶべきである。3つ目は、「共学は被教育者をして正しき男女観を把持せしめ男女協調の生活を体得せしむるを以て目的となす」³¹である。これを実施するための直接の方法は、個人的に或いはクラス全体として特殊の学科、特殊の場合を通して積極的に男女の問題、両性関係の理想についての研究をすることである。

以上のように、共学の目的と方法を述べ、本書に置いて、共学の利益を力説した。

郁子が男女共学を、ただ女性の権利のために、女子も男子と同等の教育を受けるべきであると主張したのではなく、男女の平等の中に差別を認め差別の中に平等を認めて、これに適応する教育的方策を講じたことは、特に注目すべきである。現代の男女共学の中でも、ただ男女平等に学ばばよいというものではなく、男女共学のなかで、男女で違いがあろうとそれを認め、お互いが尊重し合うことが真に求められる男女共学の形である。

また、郁子は1933(昭和8)年に発効した著書『明日の女性教育』の中でも、男女の社会的協調の理想について記している。郁子はこの時代を「今日、教育の目ざす所は、飽く迄、個人としてバランスのとれた人格を持ち、同時に、社会人としてよく隣人と協調し得る人物を作り出す事であればならぬ。我々は一言にして、現代は社會共存の原理、

社会協調の理想に目醒めた時代だといふ³²とし、これは学校教育においても重要目的になると述べている。

その上で、男女両性の協調について言及している。郁子は、男女の両性について「文明期に入つてからは男女間の関係は男性による女性の支配が一般的な型となつてゐる。久しい間のさうした状態に於て女性は完全に無条件に男性に服従する事を學んだ。然し、一度女性の胸奥に人間的自覺の芽生がなると同時に、そこに起る男女両性の二元的對立が遂に兩者間の鬭争を餘儀なくせしめて來たのである。今我々はさうした鬭争の眞只中にあると感じてゐる³³と述べ、女性も人間として個性を發揮し均等になる機会を男子に対して要求するべきだとした。しかし、女子のために特別の高等学府を今国家として建築する余裕はないので、男子の学府を女子に解放するべきだが、未だ、文教の府を動かした例がないと述べている³⁴。そして、男子中心の社会ではなく「我々は男女両性間の完き理解、正しき協調といふ事はさうした段違ひや差別的教育をうけたものゝ間には到底これを期待する事は出来ないとおもふのである。我々は死を賭しても學的機会均等のラインを乗取らなければならぬ³⁵と述べており、ここでは郁子は女性の教育機会均等のために共学の必要性を指摘している。しかし郁子は、日本の社会のどこを探しても理想とする協調は見いだせないとし、この協調の理想に到達するためには、男女が出来るだけ近くで接し、相互の正しい理解と認識を得ることが必要だと考え、「協調は、而して後自ら到達するものだと云つてよい。」³⁶と述べたうえで、今日の男女はあまりにも離れすぎており、全くの認識不足であるとした。そしてそれは、「お互いに相近よるべからずといふ嚴かなるタブーが兩者の間を全く遮断し去つてゐたのである³⁷と述べた。

また、共学の理想については、「共学は男女協調といふ新文化の理想達成のための一手段であると同時に、それ自體がそのまゝ新文化のすがたであると思惟する。今日、男女の人格的平等は勿論一層強調せられつゝあるも、知能、體力その他に於ける男女間の相違は強ひてこれを無視しやうといふやふな立場はとらない³⁸とし差別があるからこそ一層協力強調しなければならないと述べている³⁹。

また、「女性にせよ、男性にせよ、それに加へられるゝらしさというものはそれが先天的であると云はんより、むしろ後天的、習慣的、環境的である⁴⁰と男女の両性が先天的に女性らしさ、男性らしさをもっているのではなく、後天的な環境で身につけるのだと述べている。

これまでの学校において教師は男女を引き離すことが正義であると考えたが、小泉は「あらゆる社会の不調和は両性間の不調和だという事は必ずしも過言ではない⁴¹とすら述べ、男女両者が円滑な社会生活を送るためには、両者の積極的な協調態度が必要だと述べている⁴²。

そして学校内での共学は、明日の準備のためだけでなく、今日においての彼らの生活の正しい姿勢であると考えた⁴³。

また、小学校だけでなく中等学校においても共学制を主張することについては、「中等程度の教育時期に於ける共学制は他の何れの時期に於けるよりか危惧の念をもつて眺められる⁴⁴が「思春期青年期、は心身共に非常にデリケートな時期であるが、それだけ又、可塑性が大であつて、教育上意義ふかき時期である。特に純にして理想に燃えやすき特性はこの時期に教育的理想を呼吸することの非常に効果的であることを実感せしめる⁴⁵と中等学校で男女共学を実施する意義について述べている。加えて、当時の女子は国民の過半数が中等程度の教養に終わり、卒業後社会に出た。郁子はそれについて、「中等學校に於て男女の共學を實行し、その學的基礎を共通平等ならしめることは將來女子の高等教育發展のための必然的準備としてなされなければならぬ事だと思ふ⁴⁶と述べ、教育の機会均等によって男子と同等の学力の基礎を身につけることによって、これまでにつくられた学力のハンディキャップがなくなり、これまで高等教育に入門することが出来るとしている。その後の著書『女性は働く』で、郁子は婦人問題の解決は、若い女性を教育することにあると述べている⁴⁷。郁子は、婦人解放の視点から女子が男子と均等に教育を受け、同等の学力をつける必要を感じていたといえる。

(4) 男女共学の実施

郁子は、1936年41歳の時、オーバリン大学留学時に同時期に在学していた清水安三と結婚し、北京での生活を始めた。安三は北京で崇貞学園という女学校を創設しており、郁子もこの学校に参画し、崇貞学園を發展させていった。そして、1938年、小学部に30名の男子を受け入れることにより、郁子は北京で念願の共学実施を成し遂げた。

しかし、1945年日本の敗戦により、郁子らは中国から引き揚げることとなる。その後、東京に戻った郁子らは、農村に入って学校と教会を建てたいと考え、桜美林学園を建設した⁴⁸。ちなみに、桜美林学園での男女共学は、1947年に創設された中学校に、男子生徒が最初から受け入れられた。高等学校は、翌年から共学制となった。

また、郁子の夫、清水安三の著書『石ころの生涯—崇貞・桜美林物語』の中で、清水は1947年、戦後の「教育基本法」制定に当たり、GHQのCIE教育部長のカーレーは、郁子呼び出し、「女史はテーブルの上でうず高く積まれているタイプライター紙を指さして、『これはアナタの著“男女共学論”の英訳です。あなこの本を英訳させて、司令部の幹部に回覧させました。その結果、この国でも男女共学は実施されてしかるべきであるという結論に達しました。ついては、アナタに教育部の顧問になってもらいたい。』⁴⁹と郁子に招聘の要求をしたと述べている。

当時郁子は桜美林学園を創設したばかりであり、この招聘を辞退した。郁子の『男女共学論』が教育基本法の成立の過程にどのように係ったかは、未だ明らかではない⁵⁰。し

かし、郁子の共学論は戦後の日本の男女共学に少なからず影響を与えたと推測できる⁵¹。

4. おわりに

現在の小学校は多くが男女共学であり、学習指導要領からもわかるように、同じカリキュラムのもとに授業が行われている。中学校に関しても、保健体育など一部の生理的な理由から同じ時間に、男女別に行われている科目はあるものの、ほぼ同じカリキュラムで男女が学んでいる。そして、女子校や男子校においても、戦前・戦中のような、男子、女子に限定された教育内容はあまりみられない。また、男子校、女子校の共学化への移行なども多くみられる。

しかし、男女共学の歴史から、明らかにされたことは、男女共学が行われる以前は、男女はほとんどが別学（小学校の1,2年生以外）であり、学習する内容も違ったものであったということである。

男女共学論を主張した小泉郁子の人生の背景をみると、婦人運動に参画し、また自身の東京帝国大学での聴講経験からも男女の教育機会の均等の必要性を感じたことがわかる。だから、小泉の男女共学思想には、男女が協調した社会をつくるためには、女子も男子と同等の教育を受けなければならないという婦人解放の思想が反映されている。

また小泉は、男女それぞれの個性は後天的に身につくものであると考えている。しかし、男子は男子、女子は女子として全く異なった教育による異なった効果を生み出そうとしてきたことに個性無視、個性虐待からくる種々の矛盾や悲劇が頻出しつつあった事を痛感したように、別学では性別にとらわれた、男は家の外で働き家庭を守る、女は家庭に従事する良妻賢母であるために必要な、男性としての学問、女性としての学問が重んじられ、実際の対人的な男女観を知ることは不可能である。

それ以前に、教育内容は、男子・女子とはこうであれと決めつけられたもので、男子・女子という括りの前に、戦前・戦中の教育は、一人ひとりの個性があまり尊重されていない。郁子は、それも感じ男女共学を主張している。

橋本紀子は、郁子の男女共学論の目的を、「第1、個性の認識とその発展。第2、社会性の認識とその発展。第3、正しき男女観の養成と男女協調の訓練」⁵²であると述べている。それに加え、樽松かほるは、男女共学論の共学の特徴に、「科学的実証的方法によって研究を進めた点と、宗教的思想に基づいている点」⁵³を指摘している。

以上のことから、小泉郁子の男女共学論には、個性を尊重する教育、男女が協調するという社会性の発展という目的があるといえる。それに加え、婦人解放つまり女性の権利を尊重するための女子教育改革への思いが強くこめられていたことがわかる。

また、小泉郁子に関する先行研究をみると、小泉郁子はキリスト教を信仰していたことから、郁子の男女共学論に

は、キリスト教（神）への信仰も大きく影響したことがわかる。宗教思想の影響を考えると、郁子は神のもとでは男女は平等であり、お互いが協調しなければならないと考え、そのためにも男女共学が必要であると考えたといえる。

しかし、小泉の男女共学思想の本質の背景には婦人運動があり、その本質の核心は男女の教育機会の均等が多くを占めているといえよう。

ここで、近年の男女共学、別学について触れたい。はじめに述べたように、「男女共同参画社会」の実現に向け、男女別学の公立高校を共学化する動きが見られ、私立学校でもそのような男女共学化の動きがみられる。

しかし、依然として男女別学を実施している学校もある。ここまでの、男女共学論によると全ての学校が男女共学であるべきなのだろうかという疑問も生まれる。当時の、男女共学思想と現在の共学・別学思想を比較するのは難しい。なぜなら、現在は女性の権利は比較的確立されており、小泉郁子の時代のような男子だけが高等教育を受けるといふ時代ではないからだ。加えて、別学には別学のメリットがある。例えば、高い進学率を誇る「名門校」の多くが別学であることも事実である⁵⁴。別学では、男女の特性に応じた教育が受けられる。現在は、その教育内容を理解した上で、共学か別学かを選ぶことが可能である。この場合は、男女の教育の機会均等は不平等ではない。

現在の両性が尊重され、当たり前にもその特質を生かせることの出来る、教育論を作り上げるためには、多くの人々の努力があったということをおぼえてはならない。

今日もなお、教育の場面においても、男女に対する扱いの違いが「差別」などと問題になることがある。しかし、小泉郁子の男女共学論が示したように、男女が「同じ」であることと「平等」であることは違う。男女を同じ扱いとすることが、必ずしも「平等」ではない。これは、現代社会にも投げかけられる問いである。小泉郁子自身は、男女共学において、男女を同じ扱いにしなければいけないという考えはとっていない。また、男女共学における「指導」においても、「個性及學科の特質に鑑みて男女の分合を按配し、以て被教育者の必要及社会の要求に最も適切なる教養を施す」⁵⁵と述べていたように、男女がすべて同じ教育を受けるわけではなく、被教育者の必要性や社会の要求に合わせてわければよいとしていた。これは、家庭科や保健体育の問題につながる。家庭科は、現代社会では男子にも必要とされている。保健体育においては、男女の生理的な理由を考えれば、別学で行われてよいと考える。

男女共学、別学どちらにおいても、このような問題は今日も決して解決されておらず、混乱がみられることもある。そこで、草分け的な小泉郁子の男女共学論に立ち返って、実際の「男女平等」、「男女共学」、「指導」を考えていくことに意義がある。

謝辞

本研究ノート執筆のきっかけは、大学院修士課程 1 年次前期に行われた「教育思想史特論」（山崎洋子先生）の授業内で、イギリス新教育運動の推進者の一人であるバドレー（Badley, J. H. 1865-1961）による男女共学の主張に筆者が

興味を抱き、日本での男女共学論を調べたことに始まる。本研究ノートは、この講義のレポートが基礎になっている。研究ノートを執筆するにあたり、ご多忙にも関わらず親身にご指導して下さいました西本望先生、大津尚志先生、矢野裕俊先生にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

—引用文献—

- 1 日野玲子「制度として課された男女平等教育の現場から」藤田英典他編『教育学の最前線』世織書房, 2004 年, p. 215.
- 2 同上
- 3 友野清文「私学における女子教育の研究」, 『日本私学教育研究所紀要』41(1), 2006 年, p. 51.
- 4 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店, 1992 年, p. 1.
- 5 大津尚志「男女共学と教育基本法」（中谷彪, 伊藤良高, 大津尚志編『教育基本法のフロンティア』晃洋書房, 2006 年, p. 57）参照。
- 6 橋本紀子, 前掲書, p. 27.
- 7 フレッド・G. ノートヘルファー『アメリカのサムライ-L. L. ジェーンズ大尉と日本』飛鳥井雅道訳, 法政大学出版局, 1991 年, p. 196.
- 8 橋本紀子, 前掲書, p. 198.
- 9 奥謝野晶子『定本奥謝野晶子全集第十七巻』講談社, 1980 年, pp. 592-593.
- 10 橋本紀子, 前掲書, p. 199.
- 11 他に, 初めて男女共学をおこなった高等教育機関(大学)として, 東北帝国大学(現東北大学)がある。1907(明治40)年に創立され, 「門戸開放」を理念に掲げた, 東北帝国大学は, 1913(大正2)年に, 日本の大学として初めて, 3名の女子の入学を許可した。
- 12 樽松かほる『小泉郁子の研究』学文社, 2000 年, pp. 48-90.
- 13 同上, p. 16.
- 14 同上, p. 20.
- 15 同上, p. 40.
- 16 同上, p. 41.
- 17 同上, p. 54 より再引用。
- 18 同上
- 19 同上, p. 55.
- 20 エレン・ケイ『児童の世紀』原田実訳, 玉川大学出版部, 1960 年, pp. 189-190.
- 21 なお, 参照は樽松かほる, 前掲書
- 22 小泉郁子『男女共学論』拓人社, 1931 年, p. 11.
- 23 橋本紀子, 前掲書, p. 7.
- 24 小泉郁子, 前掲書, p. 12.
- 25 同上
- 26 同上, p. 13.
- 27 同上
- 28 橋本紀子, 前掲書, p. 227.
- 29 同上, p. 111.
- 30 同上
- 31 同上
- 32 小泉郁子『明日の女性教育』南光社, 1933 年, p. 76.
- 33 同上, pp. 82-83.
- 34 同上, pp. 86-87.
- 35 同上, p. 87.
- 36 同上, p. 91.
- 37 同上
- 38 同上, pp.96-97.
- 39 同上
- 40 同上, p. 99.
- 41 同上, p.100.
- 42 同上
- 43 同上, p. 101.
- 44 同上, p. 103.
- 45 同上
- 46 同上, p. 104.
- 47 小泉郁子『女性は働く』ゆまに書房, 2004 年, P. 236 (高良留美子, 岩見照代編『女性のみた近代Ⅱ 世界へ』(14) 所収)
- 48 桜美林という名称はかつて二人が学んだオーバリン大学に由来する。
- 49 小泉郁子『男女共学論』樽松かほる解説, 日本図書センター, 1984 年, 解説 p. 7 より再引用。
- 50 小泉郁子, 樽松かほる解説, 前掲書, 1984 年, 解説 p. 7
- 51 なお, 参照は樽松かほる, 前掲書 pp. 125-179.
- 52 橋本紀子, 前掲書, p. 227.
- 53 小泉郁子, 樽松かほる解説, 前掲書, 解説 p. 8.
- 54 斎藤美奈子「男女共学問題のほんとうの「問題」」『ちくま』(485), 2011 年, p. 23.
- 55 小泉郁子, 前掲書, 1931 年, p. 13.

—参考文献—

- (1) エレン・ケイ『恋愛と結婚』小野寺信・小野寺百合子訳, 新評論, 1997 年
- (2) エレン・ケイ『児童の世紀』原田実訳, 玉川大学出版部, 1960 年
- (3) 樽松かほる『小泉郁子の研究』学文社, 2000 年
- (4) 桑田直子「樽松かほる著『小泉郁子の研究』を読んで」『日本教育史学研究』22, 2002 年
- (5) 小泉郁子『男女共学論』拓人社, 1931 年
- (6) 小泉郁子『明日の女性教育』南光社, 1933 年
- (7) 小泉郁子『男女共学論』(樽松かほる解説), 日本図書

- センター, 1984年
- (8) 小泉郁子『女性は働く』(初版, 1935年, 高良留子, 岩見照代編『女性のみた近代Ⅱ14 世界へ』ゆまに書房より復刊, 2004年)
- (9) 小林寅次『近代文学研究叢書第十卷』昭和女子大学会光葉会, 1958年
- (10) 斎藤美奈子「男女共学問題のほんとうの「問題」」『ちくま』(485), 2011年
- (11) J. H. バドレー『新学校の理想』末藤美津子訳, 明治図書出版, 1984年
- (12) 友野清文「私学における女子教育の研究」, 『日本私学教育研究所紀要』41(1), 2006年
- (13) 日野玲子「制度として課された男女平等教育の現場から」藤田英典他編『教育学の最前線』, 世織書房, 2004年
- (14) フレッド・G. ノートヘルファー『アメリカのサムライ-L. L. ジェーンズ大尉と日本』飛鳥井雅道訳, 法政大学出版社, 1991年
- (15) 宮野安治・山崎洋子・菱刈晃夫『教育原論』成文堂, 2011年